

京都府太陽光発電保守点検事業者データベース運用規程

(目的)

第1条 この規程は、京都府太陽光発電保守点検事業者データベース(以下「データベース」という。)の利用、登録及び管理をする上で必要な事項を定めることを目的とする。

(登録できる者)

第2条 データベースに登録できる者は、京都府内を事業対象とする太陽光発電設備の設置又は保守点検を営む法人又は個人で次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教団体
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き中の者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き中の者
- (4) 各種法令に違反している者
- (5) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲げる暴力団員等に該当する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、データベースの管理者(以下「管理者」という。)がデータベースへの登録を不適切と認める者

(登録の申請及び審査)

第3条 データベースに登録しようとする者は、京都府太陽光発電保守点検事業者データベース登録申込書(以下「申込書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、申込書の提出を受けたときは、内容を審査し適切であると認める場合は、データベースに登録し、情報を掲載する。

(登録の変更申請及び審査)

第4条 データベースに登録されている者(以下「登録者」という。)は、当該登録者に係る情報を変更しようとするときは、文書等により変更内容を管理者に申し出なければならない。

2 管理者は、前項の申し出を受けたときは、内容を審査し適切であると認める場合は、前項の登録者に係る情報を変更する。

(掲載できない情報)

第5条 次に掲げる情報は、掲載できない。

- (1) 政治性又は宗教性のある情報
- (2) 社会問題についての主義又は主張を含む情報
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのある情報
- (4) 公序良俗に反するおそれのある情報
- (5) 第三者をひぼう、中傷又は排斥する情報
- (6) 第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害するおそれのある情報
- (7) 製品又はサービスの価格又は具体的な仕様に関する情報
- (8) 法令等に反するおそれのある情報
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が不適切であると認める情報

(登録者の義務)

第6条 登録者は、次に掲げる義務を負う。

- (1) データベースに掲載する情報に対し、一切の責任を負うこと。
- (2) 掲載する情報は著作権法等の関係法令を遵守し、個人情報の保護に配慮すること。

(登録の抹消等)

第7条 管理者は、次に掲げる場合には、登録者の登録の抹消又は掲載されている情報の変更をすることができる。

- (1) 登録者から文書等により登録抹消の申し出があった場合
- (2) 登録者と電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合
- (3) 登録者宛てに発送した郵便物が管理者に返送された場合
- (4) 第2条に規定する登録できる者の要件を欠いた場合
- (5) データベースに掲載されている情報が第5条の規定に抵触すると管理者が判断した場合
- (6) 前各号に掲げるときのほか、管理者が必要と認める場合

(データベースの停止)

第8条 管理者は、管理上必要があるときは、データベースを停止することができる。

(本規程の変更)

第9条 管理者は、登録者の了承を得ることなく、本規程を変更することができる。この場合には、データベースの利用条件は、変更後の本規程に従う。

2 変更後の本規程については、管理者が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点から、効力を生じる。

(承継)

第10条 管理者は登録者の了承を得ることなく、データベース及びその管理を次のいずれかに掲げる者へ承継することができる。

- (1) 地方公共団体
- (2) 公益性の高い団体であると管理者が認める団体

(免責事項)

第11条 データベースの利用、登録及び管理において、管理者は、データベースを利用した者若しくは登録者又は第三者に損害が発生しても、一切の責任を負わない。

(登録料)

第12条 データベースの登録料は、無料とする。

(著作権)

第13条 管理者がデータベースに掲載された内容を非営利目的のために公開、配布その他の非独占的使用をする権利に対し、登録者はこれを承諾したものとみなす。